

金沢市企業局経営戦略推進委員会設置要綱

(令和6年4月1日決裁)

(設置)

第1条 事業環境の変化に的確に対応した施策と効率的な事業運営を推進するため、金沢市企業局経営戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、経営戦略の推進に関する事項について、調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、主として民間有識者のうちから、公営企業管理者が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、会議に諮ってこれを非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、金沢市企業局経営企画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱の施行の日以降、最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、公営企業管理者が招集する。

2 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。